イランにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国船の優先配船	・1982年3月、国営船社(IRISL)使用義務付けを中銀が通達。政府買付機関向けには数量が大きいこともあり、特に厳密に適用されている。 1990年10月、国営船社の優先使用。500MT以上のロットは原則的にIRISLの使用を義務付けている。条件付(Freightの10%相当をpenaltyとして支払う)で他国船使用も可。 (継続)	・制度の撤廃。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	船積み前検査	・2015年8月、鉄鋼製品等を含む船積み前検査を導入。 (継続)		
		日機輸	(2)	中型建機及び中古建機に掛かる輸入規制	・足許、当社建機事業は中断中であるが、イラン側の輸入規制として自国産業保護を目的とした中型建機の輸入、及び日本製建機代理店による中古建機の輸入が認められていない（中古建機に関しては、政府承認を得た最終需要者のみ輸入可能）。 (継続)	・日本製建機の中型サイズの輸入を許可し、同機械を活用したイランにおける公共事業や鉱山事業の効率向上を図りたい。 ・また、代理店による中古車輸入を許可し、代理店による肌理細やかなアフターセールスを需要者に提供したい。	・イラン側(MIMT: Ministry of Industry, Mine and Trade)
		JEITA	(3)	対イラン経済制裁による輸出規制	・イランは年間$3Mほどの売上があった大きな市場であるが、2018年11月より経済制裁を全面的に再開したことで取引が完全に停止。制裁再開前に納入された製品の修理も行えずにいる。	・輸出規制(OFAC規制)の緩和もしくは代替決済ルート（ドル以外）の提案を希望。	・OFAC規制
12	為替管理	日機輸	(1)	為替市場の混乱	・制裁・経済政策の影響による為替市場の混乱。9種類の為替レートが存在。 (継続)	・中銀を含めた金融制度の整備・為替市場の安定化。	・為替法
		日機輸	(2)	両替の困難	・政府介入あり徐々に公定レート（補助金レート）・市場レート以外の各レートの近似化が図られた。しかし、事務所経費等において、未だ公定レート以外での両替に応じない或いは両替自体に応じない市中銀行もおり、事務所運営に支障が出ている。 (継続)	・市中銀行による市場レートに近いレート（NIMAもしくはSANA）での両替（Bank Melli等一部市中銀行で両替拒否事例有）。	・為替法
13	金融	日機輸	(1)	米国制裁の影響による邦銀の自主規制	・米国制裁に起因する一部邦銀の自主規制により、人道支援ですら新規取引の決済を拒否されるケースが散見される。 (継続)	・見通しの立てられるような情報の収集と発信を願いたい。	・OFACガイドライン
		日機輸	(2)	米国制裁の影響による債権回収の困難	・米国制裁に伴うイラン市中銀行による自主規制により、既存契約に於ける債権回収に多大な時間・追加費用（人件費・弁護士費用等）が掛かっている。 (継続、要望削除)		・OFACガイドライン ・為替法
14	税制	日機輸	(1)	不合理な税務調査	・税務調査において、業務委託料・賃貸費用・福利厚生費用等の事業活動に不可避な費目が大々的に否認されるケースが頻発している。根拠及び判断の合理性に欠けた徴税目的の否認が横行している。 (継続)	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
		日機輸	(2)	二重課税	・二重課税の問題がある。 (継続)	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(3)	個人所得税	・個人所得税について、適用レートが属人的な対応で過去に訴求した諸条件・市場レートの適用（差額の納税）を求められるケースが散見される。 （継続）	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	税関登録制度の不在	・税関登録制度がない。税関差止めは、裁判所より差止命令が必要である。貨物を特定して裁判命令を受けることは困難である。 （継続）	・税関に知財権侵害貨物について職権での差止め権限を付与すること及び税関登録制度の制定を望む。	
		日機輸	(2)	技術転用、リバースエンジニアリング	・プラント等の機械・化学分野に於いて、米国制裁等の影響で新規の機器購買やメーカーからのアフターサービスを受けられないイラン客先やコントラクターがライセンス契約等の規定によらず、独自に改造・製造、リバースエンジニアリング等を行うケースが散見される。 （変更）	・国際基準に則った知的財産に関わる運用を関係当局を通じ徹底願いたい。	・技術・工業および知的財産権供与に関わる制度
25	政府調達	日鉄連	(1)	バイ・イラニアン政策	・2009年3月、自国鉄鋼業を保護するため、政府機関が調達する鋼材については国産材に限定することを通達。 （継続）	・制度の撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。